

第7期八戸市障がい福祉計画・ 第3期八戸市障がい児福祉計画（案）

計画期間：令和6年度～令和8年度

令和6年3月

八 戸 市

《目 次》

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念と基本目標	2
(1) 基本理念	2
(2) 基本目標	2
3 計画の位置づけと計画期間	3
(1) 計画の位置づけ	3
(2) 計画期間	4
4 計画策定体制	4
5 計画の進行管理	4
第2章 障がい者の現状	5
1 障がい者手帳所持者等の状況	5
(1) 身体障害者手帳	5
(2) 愛護手帳	6
(3) 精神障害者保健福祉手帳	6
(4) 難病患者等	7
2 障害支援区分認定者の状況	7
3 重症心身障がい児（者）の状況	8
第3章 成果目標等に関する事項	9
1 成果目標に関する事項	9
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	9
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
(3) 地域生活支援の充実	11
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	12
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	14
(6) 相談支援体制の充実・強化等	15
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	16
2 その他の事項	18
(1) 発達障がい者に対する支援	18
(2) 難病患者等に対する支援	18
(3) 社会福祉施設等施設整備費の補助について	18

第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保策	20
1 障害福祉サービスの見込量と確保策	20
(1) 訪問系サービス	20
(2) 日中活動系サービス	22
(3) 居住系サービス	25
(4) 相談支援サービス	26
(5) 障がい児支援サービス	28
2 地域生活支援事業の見込量と確保策	31
(1) 必須事業	31
①理解促進研修・啓発事業	31
②自発的活動支援事業	32
③相談支援事業	33
④成年後見制度利用支援事業	35
⑤成年後見制度法人後見支援事業	36
⑥意思疎通支援事業	37
⑦日常生活用具給付等事業	38
⑧手話奉仕員養成研修事業	40
⑨移動支援事業	41
⑩地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）	42
⑪専門性の高い相談支援事業	43
(2) 任意事業	44
(3) 促進事業	46
①発達障害児者及び家族等支援事業	46
②障害者虐待防止対策支援事業	47
第5章 計画を円滑に進めるために必要な事項	48
1 障がい者等に対する虐待の防止	48
2 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	48
3 障がいを理由とする差別の解消の推進	48
4 障害福祉サービス等提供事業所における利用者の安全確保に向けた取組や 研修等の充実	49
資料編	50
1 第7期障がい福祉計画の策定経過	51
2 関係例規	52
(1) 八戸市健康と福祉のまちづくり条例（抄）	52
(2) 八戸市健康福祉審議会規則	53
3 八戸市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員名簿	56

「障害」の「害」の字の表記について

本市では、「害」という漢字が不快感を与えるおそれがあることから、法令や制度等に用いられる場合を除いて、原則として「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています。

そのため、本計画では、「障害」と「障がい」が混在することとなっています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成10年3月に「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」を基本理念とした「八戸市障害者計画」の第1次計画（計画期間：平成10年度～平成18年度）を策定し、平成19年3月にはその基本理念を継承して第2次計画（計画期間：平成19年度～平成28年度）を策定して、障がい者施策に取り組んできました。

近年の障がい者を取り巻く環境については、平成18年12月に国連において「障害者の権利に関する条約」が採択されたことをきっかけに、条約の批准に向けて具体的な取組を推進するため、国内においては、「障害者基本法」の改正（平成23年8月）をはじめとして各種障がい者支援関係法の整備が進む中、平成29年3月に第3次計画（計画期間：平成29年度～令和5年度）を策定し、さらに今年度は第4次計画（令和6年度～令和11年度）を策定し、更なる障がい者自立支援の充実を目指して取り組んでおります。

一方、障害福祉サービスに関しては、措置制度から支援費制度を経て、平成18年4月の「障害者自立支援法（平成25年4月からは『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）』に名称変更）」の施行によって、障がいの種別にかかわらず同じ仕組みの中でサービスが利用できることになったことほか、サービスの提供にあたっては、国の基本指針に基づき、その提供体制の確保や見込量などに係る障害福祉計画を策定することが義務付けられました。

当市におきましても、平成19年3月に第1期障害福祉計画を策定いたしましたが、社会情勢の変化や障がいのある方のニーズなどを踏まえ、3年を計画期間として策定することとされており、令和5年度をもって第6期計画が終了することから、この度、新たに第7期計画を策定したところです。

また、児童福祉法の改正により第5期計画からは障害児福祉計画の策定についても義務付けられたことから障害福祉計画と一体的に策定したところですが、第7期障がい福祉計画の策定にあたっては、第3期障がい児福祉計画と一体的に策定するものです。

2 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

八戸市障がい福祉計画は、八戸市障がい者計画で定めた基本理念に基づき、障がい者が地域社会の中で自立し、社会参加できるような環境づくりを目指します。

第4次八戸市障がい者計画の基本理念

「障がいのある人もない人も自らの経験や能力を活かし、
生きがいをもって共に生きる地域社会の実現」

(2) 基本目標

◇基本目標1：障がい者福祉の充実

障がいのある人が身近な地域で継続して生活していくために、一人ひとりの状況やニーズに応じた一貫した支援が受けられる体制の整備に取り組み、自己選択や自己決定に基づき、地域において障がいの特性や状況に応じた必要な福祉サービスの提供と自立に向けた生活支援を計画的に推進することで、障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

◇基本目標2：社会参加の促進

障がいのある人がそれぞれの個性や能力を十分に発揮し、社会の中で活躍することができるよう、障がい及び障がい者についての市民や事業者の理解の促進を図るとともに、自立に向けた外出支援や就労支援の充実を図り、社会参加しやすい環境づくりに取り組みます。

◇基本目標3：各分野の施策との連携

本市の第7次総合計画では、まちづくりの基本方針として地域が一体となって推進する6つの政策①「ひと」を育む（子育て・教育・文化・スポーツ）、②「経済」を回す（産業・雇用）、③「暮らし」を守る（環境・防災・防犯・健康）、④「ともに生きる社会」をつくる（福祉・コミュニティ・多文化共生）、⑤「まち」を形づくる（都市整備・公共交通）、⑥「八戸らしさ」を活かす（シティプロモーション・観光・国際交流）を定めており、これら各分野の政策と

の連携により、全ての人が身近な地域で自らの望む生活を送れるよう障がい者支援の充実を図り、障がいのある人もない人も地域全体で支え合う「ともに生きる」地域社会を目指します。

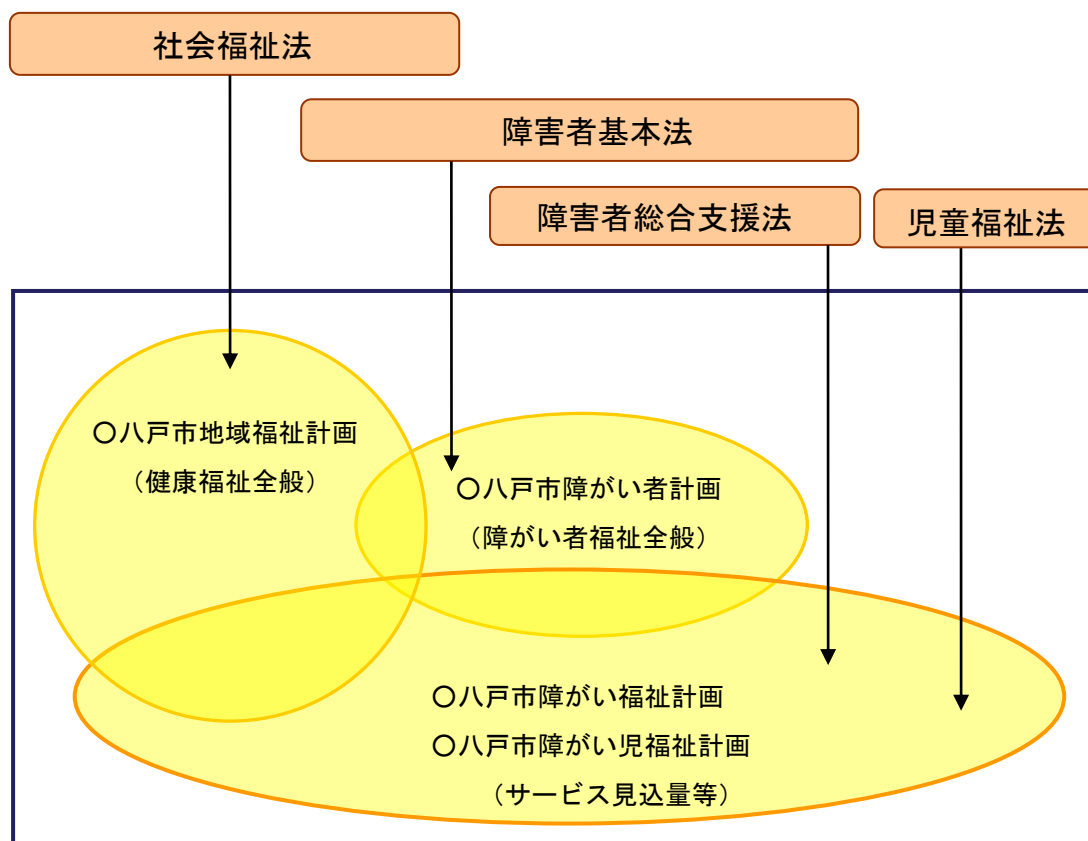
3 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

八戸市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施について定める計画です。

また、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づいて策定する障害児福祉計画についても、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき、一体的に策定しています。

一方、八戸市障がい福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定した八戸市地域福祉計画及び障害者基本法第11条の規定に基づいて策定した八戸市障がい者計画の実施計画的な位置づけとなっており、これらの計画における基本理念や施策との整合性も図りながら策定しています。



(2) 計画期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間については、国の基本指針において 3 年を 1 期として作成することを基本としていることから、第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とするものです。

なお、障害福祉計画及び障害児福祉計画につきましては、これまでも 3 年を 1 期として策定しています。

	H10～H17	H18～H29	H30～R2	R3～R5	R6～R8	R9～R11
八戸市障がい者計画	第 1 次 (H10～H18)	第 2 次 (H19～H28)	第 3 次 (H29～R5)		第 4 次 (R6～R11)	
八戸市障がい福祉計画		第 1～第 4 期 (各 3 年間)	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
八戸市障がい児福祉計画			第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期

4 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、社会福祉法第 7 条の規定に基づく地方社会福祉審議会の位置づけとなる「八戸市健康福祉審議会」の中の障がい者福祉に関する事項を調査審議する「障がい者福祉専門分科会」において審議を行いました。

なお、同専門分科会については、障害者総合支援法第 88 条の規定において、障害福祉計画の策定にあたり意見を聴く機関としている同法第 89 条の 3 の規定に基づく「協議会」としても位置付けています。

5 計画の進捗管理

本計画の進捗管理につきましては、障がい者福祉専門分科会において行います。PDCA サイクルにより、1 年に 1 回、事務局である障がい福祉課において計画の実施状況等の調査、分析を行い、その結果を障がい者福祉専門分科会に報告した上で評価を実施し、必要があると認めるときには、計画の変更を含めて必要な措置を講ずることとします。

第2章 障がい者の現状

1 障がい者手帳所持者等の状況

(1) 身体障害者手帳

令和5年3月末の身体障害者手帳所持者は、8,454 人となっています。等級別では1級が最も多く手帳所持者の41.2%を占めており、また、障がい種別では肢体不自由が最も多く手帳所持者の49.1%を占めています。次に多いのは内部障がい、36.9%を占めています。

平成29年度と令和4年度の手帳所持者を比較すると全体で約4%の減少となっており、その中でも肢体不自由は約10%の減少となっています。

▼身体障害者手帳所持者（令和5年3月末）

（単位：人）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	222 (1)	128 (0)	37 (1)	39 (2)	33 (0)	25 (1)	484 (5)
聴覚障がい	16 (0)	180 (6)	77 (4)	196 (1)	2 (0)	151 (6)	622 (17)
言語障がい	6 (1)	1 (0)	50 (0)	22 (0)			79 (1)
肢体不自由	1,349 (37)	765 (27)	500 (4)	952 (14)	445 (9)	139 (7)	4,150 (98)
内部障がい	1,891 (10)	26 (0)	581 (10)	621 (13)			3,119 (33)
合 計	3,484 (49)	1,100 (33)	1,245 (19)	1,830 (30)	480 (9)	315 (14)	8,454 (154)

※（ ）内は児童を再掲

▼身体障害者手帳所持者の推移（各年度末）

（単位：人）

障がい種別	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
視覚障がい	488	503	497	501	489	484
聴覚障がい	585	584	603	616	628	622
言語障がい	74	69	73	75	79	79
肢体不自由	4,584	4,567	4,485	4,411	4,289	4,150
内部障がい	3,055	3,026	3,079	3,137	3,095	3,119
合 計	8,786	8,749	8,737	8,740	8,580	8,454

(2) 愛護手帳

令和5年3月末の愛護手帳所持者は 2,269 人となっています。程度別では、重度のA判定が全体の 33.7%、中・軽度のB判定が 66.3%となっています

平成 29 年度と令和 4 年度の手帳所持者を比較すると、全体で約 12%の増加となっていますが、A判定の 3.5%増加に対して、B判定は 17.3%増加しています。

▼愛護手帳所持者（令和 5 年 3 月末）

(単位：人)

	A (重 度)	B (中・軽度)	合計
愛護手帳所持者	764 (131)	1,505 (368)	2,269 (499)

※ () 内は児童再掲

▼愛護手帳所持者の推移（各年度末）

(単位：人)

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
A (重 度)	738	748	753	760	771	764
B (中・軽度)	1,282	1,363	1,411	1,433	1,458	1,505
合 計	2,020	2,111	2,164	2,193	2,229	2,269

(3) 精神障害者保健福祉手帳

令和5年3月末の精神障害者保健福祉手帳所持者は 3,095 人であり、等級別では1級と2級が多く、その合計が全体の約9割を占めています。

平成 29 年度と令和 4 年度の手帳所持者を比較すると、1級は約 15%減となっておりますが、2級は約 33%増、3級は約 42%増で全体としても約 16%の増加となっています。

▼精神障害者保健福祉手帳所持者（令和 5 年 3 月末）

(単位：人)

	1 級	2 級	3 級	合計
精神障害者保健福祉手帳所持者	854 (5)	1,853 (24)	388 (4)	3,095 (33)

※ () 内は児童再掲

▼精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年度末）

（単位：人）

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
1 級	1,003	994	977	893	885	854
2 級	1,397	1,532	1,606	1,612	1,728	1,853
3 級	273	303	363	358	368	388
合 計	2,673	2,829	2,946	2,863	2,981	3,095

（４）難病患者等

難病患者等については、特に障がい者手帳等は交付されていませんが、特定疾患医療の受給者が、およそ手帳所持者に相当する方々となります。

三八地域県民局の公表では、八戸市内における特定疾患医療（指定難病医療費助成制度）の受給者の数は、平成29年度末で1,395人、令和4年度末で1,624人となっております。

▼特定疾患医療受給者（各年度末）

（単位：人）

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
受給者	1,395	1,409	1,398	1,577	1,552	1,624

2 障害支援区分認定者の状況

障がい者の福祉サービスには、介護給付や訓練等給付などがありますが、居宅介護や生活介護などの介護給付を利用するためには、障害支援区分の認定を受ける必要があります。

障害支援区分の認定を受けている人は、身体障がい者と知的障がい者で全体の81.8%を占めており、精神障がい者は18.1%、難病患者等は0.1%となっています。

▼障害支援区分認定者数（令和5年3月末）

（単位：人）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障がい者	6	21	81	68	61	215	452
知的障がい者	5	60	109	199	164	208	745
精神障がい者	10	101	104	39	5	6	265
難病患者等対象者	0	0	2	0	0	0	2
合 計	21	182	296	306	230	429	1,464

3 重症心身障がい児（者）の状況

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいと言い、その状態にある子どものことを重症心身障がい児と言います。さらに成人した重症心身障がい者を含めて重症心身障がい児（者）と呼んでいます。

▼重症心身障がい児（者）数（令和5年3月末）

（単位：人）

重症心身障がい児（者）数	18歳以上	22
	18歳未満	3

第3章 成果目標等に関する事項

1 成果目標に関する事項

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がい者が、自立訓練等のサービスを利用することで、グループホームや一般住居に移行し地域生活を送れるようになることを目指します。そのため、グループホームや一般住居へ移行する人数を見込み、令和8年度末までに地域生活へ移行する人の数値目標を設定します。

なお、国の基本指針は施設入所者の削減及び地域生活への移行を推進していることから、原則として障害者支援施設の新設は認めず、八戸圏域から市内への移設のみ認めることとします。

<国の基本指針>

- ①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とし、地域の実情を踏まえて目標を設定する。
- ②令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を令和8年度末までに削減することを基本として、地域の実情を踏まえて目標を設定する。

■ 目標値

国の基本指針及び当市の実情を勘案し、下記の通り設定します。

- ①過去の計画期間において、国の基本指針を下回る実績であったこと、また、障害者支援施設へのヒアリングで、現在入所中の利用者で地域移行が見込まれる方はいないとの回答があったことから、地域移行者数を増やすことは困難であると思込まれるものの、国の基本指針に沿って第7期計画期間では第6期計画期間の移行者数以上を目指します。
- ②障害者支援施設へのヒアリングで、現在入所中の利用者は重度障がい者が多く退所の見込みがないこと、多くの入所待機者がいるとの回答があったことから、施設入所者数を減らすことは困難であると思込まれるため、令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数を上回らないことを目指します。

項 目	数 値
令和6年度～8年度の地域移行者数	4人
令和8年度末時点での施設入所者数	308人

■ 福祉施設の入所者の地域生活への移行に向けた取組

グループホーム等の住まいの場の設置促進に努めるとともに、障がいに対する地域住民の理解を促します。

また、施設入所中に利用できる地域移行支援や、施設等退所後に利用できる地域定着支援などの地域相談支援サービスの活用を促し、相談支援事業所との連携を図ることで相談支援体制を整え、障がい者が安心して地域生活へ移行することができるよう努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す国の政策理念を踏まえ、精神障がい者が地域の一員として安心して暮らすことができる体制について検討します。

＜国の基本指針＞

- ①令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を別途定めた式で算定し設定する。
- ②令和8年度における精神病床の退院率について、入院後3ヶ月時点の退院率を68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とする。
- ③令和8年度の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。

■ 目標値

国の基本指針に係る成果目標については、県が所管することになるため、当市では目標を設定しません。

成果目標を達成するための活動指標については次のとおり設定します。

項 目	数 値	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	令和8年度における開催回数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加数	12人	令和8年度における参加者数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	1回	令和8年度における実施回数
精神障がい者の地域移行支援利用者数	5人	令和8年度における利用者数
精神障がい者の地域定着支援利用者数	5人	令和8年度における利用者数

精神障がい者の共同生活援助利用者数	160人	令和8年度における利用者数
精神障がい者の自立生活援助利用者数	5人	令和8年度における利用者数
精神障がい者の生活訓練利用者数	20人	令和8年度における利用者数

■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

保健・医療及び福祉関係者による協議の場を設置し、重層的な連携による支援体制を構築します。

また、地域移行や地域定着のため、医療機関と連携しながら、個々の事情に合わせた障がい福祉サービスの利用促進を図るなど、精神障がい者の退院後の地域生活を支援します。

(3) 地域生活支援の充実

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を持つ地域生活支援拠点等について、地域の実情を踏まえて整備することを目指します。

また、強度行動障害を有する障がい者が障害福祉サービス等において適切な支援が受けられるよう、地域の実情を踏まえて支援体制の整備を進めることを目指します。

<国の基本指針>

○令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築するとともに、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とする。

○令和8年度末までに、強度行動障害を有する障がい者の状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

■ 目標値

項 目	数 値	考え方
地域生活支援拠点等の設置数	1ヵ所	令和8年度末における設置数
コーディネーターの配置人数	1人	令和8年度末における設置人数

支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討回数	1回	令和8年度末における検討回数
強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の有無	有	令和8年度末における体制の有無

■ 地域生活支援の充実に向けた取組

地域生活支援拠点等の実施主体については、社会福祉法人等の民間団体が見込まれることから、アンケート調査や個別協議を行ってきましたが、安定した事業運営を行うための財源確保や人材の確保、法人間での調整が必要になるなどの課題があり、現在のところ設置には至っておりません。

引き続き、法人との協議を行うとともに、当市の社会資源等の状況を踏まえ、当市の実情に合った拠点のあり方について検討しながら、早期整備に努めます。

また、障害支援区分認定調査を通して強度行動障害を有する障がい者の状況や支援ニーズの把握に努め、関係機関と連携しながら支援体制の整備を目指します。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

令和8年度中に福祉施設を利用している障がい者の一般就労への移行に関する数値目標を定めます。

＜国の基本指針＞

- ①令和8年度における福祉施設から一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とし、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業からの一般就労への移行者数については、それぞれ令和3年度実績の概ね1.31倍、1.29倍、1.28倍以上とすることを目指すこととする。
- ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ③令和8年度における福祉施設から一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者が令和3年度実績の1.41倍以上とする。
- ④就労定着支援事業所のうち職場定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする。

■ 福祉施設から一般就労への移行者の目標値（全体）

項 目	数 値	考 え 方
令和３年度の移行者数	40人	令和３年度中に福祉施設から一般就労した者の総数
【目標値】 令和８年度の移行者数	52人	令和８年度中に福祉施設から一般就労した者の総数

■ 就労移行支援事業所から一般就労への移行者の目標値

項 目	数 値	考 え 方
令和３年度の移行者数	24人	令和３年度中に就労移行支援事業所から一般就労した者の数
【目標値】 令和８年度の移行者数	32人	令和８年度中に就労移行支援事業所から一般就労した者の総数

■ 就労継続支援Ａ型事業所から一般就労への移行者の目標値

項 目	数 値	考 え 方
令和３年度の移行者数	11人	令和３年度中に就労継続支援Ａ型事業所から一般就労した者の総数
【目標値】 令和８年度の移行者数	15人	令和８年度中に就労継続支援Ａ型事業所から一般就労した者の総数

■ 就労継続支援Ｂ型事業所から一般就労への移行者の目標値

項 目	数 値	考 え 方
令和３年度の移行者数	5人	令和３年度中に就労継続支援Ｂ型事業所から一般就労した者の総数
【目標値】 令和８年度の移行者数	7人	令和８年度中に就労継続支援Ｂ型事業所から一般就労した者の総数

■ 就労移行支援事業所から一般就労へ移行した者の５割以上の事業所の目標値

項 目	割 合	考 え 方
【目標値】 令和８年度の事業所の割合	5割以上	令和８年度末における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業者の割合

■ 就労定着支援事業の利用者数の目標値

項 目	数 値	考 え 方
令和３年度の利用者数	24人	令和３年度における一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用した者の数

【目標値】 令和8年度の就労定着 支援事業利用者	34人	令和8年度中に福祉施設から一般就労 した者のうち、就労定着支援事業を利用 した者の数
--------------------------------	-----	--

■ 就労定着支援事業所の職場定着率の目標値

項 目	数 値	考 え 方
【目標値】 令和8年度の事業所の割合	2.5割	就労定着支援事業所のうち職場定着率 が7割以上の事業所の割合

■ 一般就労移行及び就労定着に向けた取組

- 障がい者就労サポーター養成事業や障がい者就労支援団体ネットワーク事業を実施し、障がい者の就労を支援する体制の強化に努めます。
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づく調達方針を策定し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ります。このことを活かして就労継続支援A型及びB型を利用する障がい者の賃金等向上を図るための環境整備に努めます。
- 関係事業者へ十分な情報提供を行い、就労定着支援事業の利用を促進し、安心して一般就労できる体制づくりに努めます。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で支援を提供できるように支援体制の整備を目指します。

＜国の基本指針＞

- ①令和8年度末までに、重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを1ヵ所以上設置する。
- ②令和8年度末までに、保育所等訪問支援等を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築する。
- ③令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1ヵ所以上確保する。
- ④令和8年度末までに、各市町村において、医療的ケア児等支援のため関係機関による協議の場を設置するとともに、コーディネーターを配置する。

■ 目標値

項 目	数 値	考 え 方
児童発達支援センターの設置数	1ヵ所	令和8年度末の設置数
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の有無	有	令和8年度末の体制の有無
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1ヵ所	令和8年度末の設置数
医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置の有無	有	令和8年度末の設置の有無
医療的ケア児に関するコーディネーターの設置の有無	有	令和8年度末の設置の有無

■ 障がい児支援体制の整備に向けた取組

国の基本指針については、概ね体制等が確保できておりますが、第7期計画期間中において、それぞれの実施状況を確認し、必要に応じて事業所の追加を検討するなど、障がい児とその家族が安心して過ごせる環境づくりに努めます。

また、医療的ケア児の協議の場については令和2年度、医療的ケア児等コーディネーターについては令和5年度に設置済ではありますが、引き続き医療的ケア児等及びその家族の支援体制の整備に努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むため、障害福祉サービスの利用に際し、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実・強化を目指します。

<国の基本指針>

- ①令和8年度末までに、各市町村において、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行うとともに、そのために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

■ 目標値

項 目	目標値	考え方
基幹相談支援センターの設置の有無	有	令和８年度における設置の有無
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	22件	令和８年度における指導・助言件数
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	2件	令和８年度における支援件数
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	令和８年度における実施回数
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	令和８年度における実施回数
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1名	令和８年度における配置数
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数	実施回数：1回 機関数：1	令和８年度における実施回数及び参加事業者・機関数
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	設置数：3 実施回数：8回	令和８年度における設置数・実施回数

■ 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組

基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核機関になることから、他都市の事例を研究しながら当市の実情に応じた設置・運営を目指します。

また、基幹相談支援センターが設置されるまでの間についても委託相談支援事業所と連携し、相談支援体制の充実・強化に努めます。

協議会及び専門部会での個別事例の検討をすることにより、新たなニーズや課題の把握に努め、サービス基盤の開発・改善のための体制づくりを目指します。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を目指します。

＜国の基本指針＞

○令和８年度末までに、市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

■ 目標値

項 目	目標値	考え方
県が実施する障害福祉サービスに係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	8人	令和8年度における参加人数
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	体制の有無：有 実施回数：1回	令和8年度における体制の有無及び実施回数
市が実施する指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数	体制の有無：有 共有回数：1回	令和8年度における体制の有無及び共有回数

■ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に向けた取組

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に当市職員が参加することにより障害者総合支援法の具体的内容を理解することに努めます。

障害者自立支援支払等システム等の審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築を図り、適正な運営を行う事業者の確保を目指します。

さらに、国・県からの各種通知に関しては随時情報提供するとともに、実地指導及び集団指導を実施し、その結果を関係自治体と共有する体制の構築を図り、適正な運営を行う事業所の確保を目指します。

2 その他の事項

(1) 発達障がい者に対する支援

発達障がいについては、成人してから初めて気がつく人もいますが、青森県では、成人の発達障がい者も含めて、可能な限り身近な場所で必要な支援を受けられるようにするため、利用できる制度や支援機関の紹介などの総合的な相談を行う発達障害者支援センターを開設しており、当市内にも県の委託を受けて支援を行っている事業所があります。

センターでは、発達障がいの早期発見・早期支援のため、本人や保護者からの相談対応はもちろんのこと、発達障がい者に関係する機関や障害福祉サービス事業所等に従事する職員等に対して、発達障がいに関する情報提供や研修なども実施しています。

今後とも県をはじめ関係機関と連携して、発達障がい者の支援体制の充実を図ります。

(2) 難病患者等に対する支援

平成 25 年度から障害福祉サービスの対象者として、難病患者等が加わりましたが、対象となる難病等の範囲は年々拡大され、令和 3 年 11 月現在 366 疾病となっています。

当該難病患者等は、障がい者手帳を所持していない場合でも、医師の診断等により対象疾病であることが確認されると、障がい者手帳を所持している人と同様に、障害福祉サービスや地域生活支援事業を利用することができます。

今後は、難病患者等においても、障害福祉サービスの利用が促進されるよう、関係機関とも連携しながら支援体制を強化し、広く制度の周知に努めます。

(3) 社会福祉施設等施設整備費の補助について

当市では、障害者総合支援法に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、障害福祉サービス利用者の福祉の向上を図ることを目的として、平成 29 年度から施設整備費の補助を実施しております。

これまでは、国の方針である障がい者の地域移行を推進するため、その受け皿の一つである共同生活援助事業所（グループホーム）の整備に要する費用を主に補助しておりました。

しかしながら、障害者支援施設での入所支援が継続的に必要な障がい者も一定

数いること、また、施設の老朽化も進んでいくことなど、障害者支援施設の整備に対する補助も必要であると考えことから、今後は、当該施設の整備（改築・修繕等）に関する費用の補助も含めて検討してまいります。

第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保策

1 障害福祉サービスの見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、訪問を受けて在宅で支援を受けるサービスです。

具体的には、①居宅介護（ホームヘルプ）、②重度訪問介護、③行動援護、④同行援護、⑤重度障害者等包括支援があります。

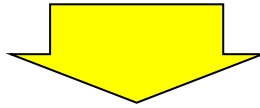
名 称	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は知的障がい・精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、掃除等の家事、また外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人に、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時の支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出する際に同行し、移動に必要な視覚的情報の支援(代筆代読等)や、排せつ・食事等の介護、その他外出の際に必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、介護の必要性が著しく高い人に対し、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

■ サービス見込量

(単位：時間/月)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績値	実績値	見込み
居宅介護	3,501	3,468	4,350
重度訪問介護	831	974	990
同行援護	246	267	300
行動援護	107	127	150
重度障害者等包括支援	0	0	0

※ 1か月当たりの時間数



(単位：時間/月、人/月)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間数	4,500	4,650	4,800
	利用者数	300	310	320
重度訪問介護	時間数	990	990	990
	利用者数	9	9	9
同行援護	時間数	300	300	300
	利用者数	30	30	30
行動援護	時間数	150	150	150
	利用者数	15	15	15
重度障害者等包括支援	時間数	0	0	0
	利用者数	0	0	0

※ 時間数については、1人当たり居宅介護15時間、重度訪問介護110時間、同行援護10時間、行動援護10時間で算出

地域生活を維持するために有用なサービスである訪問系サービスは、障害者手帳所持者の増加に伴い、利用者も年々増加しています。また、施設入所者や精神科病院の入院患者の地域移行や介護者の高齢化に伴い、さらに利用が増加していくものと見込まれます。

重度障害者等包括支援については、市内に提供事業所がないことから、これまで実績もなく今後も利用は見込まれません。

■ 確保のための方策

今後も利用の増加が見込まれる訪問系サービスについては、サービスの供給量を確保するため、障害福祉サービス提供事業所になる可能性のある事業所等に対して当市の障がい福祉の状況を情報提供し参入を促すとともに、既存のサービス提供事業所に対しては専門的人材の確保及びその質的向上を図るように働きかけていきます。

また、障がい者の利用ニーズを把握し、障がい者ができるだけ自分の希望に合った適切なサービスを利用できるように、利用者及び事業者へ情報提供を行います。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです。

具体的には、①生活介護、②自立訓練（機能訓練、生活訓練）、③宿泊型自立訓練、④就労移行支援、⑤就労継続支援A型、⑥就労継続支援B型、⑦就労定着支援、⑧療養介護、⑨短期入所（ショートステイ）があります。また、令和7年度からは新たなサービスとして就労選択支援が追加されます。

名 称	内 容
生活介護	常時介護を要する人に、日中、施設において入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者に対し、日中、施設において、一定期間、身体機能向上・維持のためにリハビリテーションを行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者又は精神障がい者に対し、日中、施設において、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がい者又は精神障がい者に居住の場を提供し、一定期間、生活能力等の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する65歳未満の人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に対し、雇用契約に基づき、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に対し、生産活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者に対し、企業・自宅への訪問等により、生活リズムや家計などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施します。

就労選択支援（新規）	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を実施します。
療養介護	医療を要し、また常時介護を要する人に対し、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護、及び日常生活上の世話をを行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で生活している障がい者が、介護者の疾病等により自宅で介護を受けられなくなった場合に、短期間、施設に入所し、入浴、排せつ、食事等の介助を受けることができます。

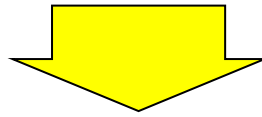
■ サービス見込量

（単位：人日/月）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績値	実績値	見込み
生活介護	14,658	15,144	15,200
自立訓練（機能訓練）	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	484	397	400
宿泊型自立訓練	27	27	27
就労移行支援	567	635	700
就労継続支援A型	5,768	5,812	6,000
就労継続支援B型	14,787	15,998	17,600
就労定着支援	16	18	19
就労選択支援（新規）	0	0	0
療養介護	43	44	45
短期入所（ショートステイ）	316	354	325

※1か月当たりの延利用日数

※宿泊型自立訓練、就労定着支援及び療養介護については、1か月当たりの利用者数



(単位：人日/月、人/月)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護 [1人当たり20日]	利用日数	15,800	16,400	17,000
	利用者数	790	820	850
自立訓練（機能訓練） [1人当たり20日]	利用日数	20	20	20
	利用者数	1	1	1
自立訓練（生活訓練） [1人当たり20日]	利用日数	400	400	400
	利用者数	20	20	20
宿泊型自立訓練 [1か月当たりの利用者数]	利用者数	30	30	30
就労移行支援 [1人当たり20日]	利用日数	800	800	800
	利用者数	40	40	40
就労継続支援A型 [1人当たり20日]	利用日数	6,200	6,400	6,600
	利用者数	310	320	330
就労継続支援B型 [1人当たり20日]	利用日数	18,400	19,200	20,000
	利用者数	920	960	1,000
就労定着支援 [1か月当たりの利用者数]	利用者数	24	29	34
就労選択支援 [1人当たり14日]	利用日数	0	140	140
	利用者数	0	10	10
療養介護 [1か月当たりの利用者数]	利用者数	45	45	45
短期入所（ショートステイ） [1人当たり5日]	利用日数	385	445	505
	利用者数	77	89	101

地域での生活を進めていく上で、日中活動の場は重要な位置付けとなります。
障がい者手帳所持者の増加に伴い、日中活動系サービスの利用者も増加傾向となっています。

特に生活介護や短期入所（ショートステイ）については、施設入所者や入院している人の地域移行や介護者の高齢化に伴い、今後もさらに利用が増加していくものと見込まれます。

また、就労継続支援A型、B型ともに利用者の増加が目立っています。

さらに、令和7年度からは新たに就労選択支援が追加となるため、これらの利用者の増加が見込まれます。

■ 確保のための方策

今後も利用者の増加が見込まれることから、既存のサービス提供事業所のサービス拡充と新規事業者の参入を促すとともに、実地指導及び集団指導を通してサービスの質の確保・向上に努めます。

さらに、新たに創設される就労選択支援のサービス内容等について、関係事業者へ十分な情報提供を行い事業参入を促し、提供体制の整備に努めます。

(3) 居住系サービス

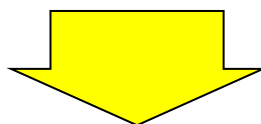
居住系サービスは、入所施設等、住まいの場としてのサービスです。具体的には、①自立生活援助、②共同生活援助（グループホーム）、③施設入所支援があります。

名 称	内 容
自立生活援助	障害者支援施設等から1人暮らしへの移行を希望する障がい者に、定期的な巡回訪問などを行うことにより、生活力を補う支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間、共同生活を営む住居において、相談、その他の日常生活上の援助を行います。 また、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。
施設入所支援	夜間や休日、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■ サービス見込量

(単位：人/月)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績値	実績値	見込み
自立生活援助	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	340	361	380
施設入所支援	308	308	308



(単位：人/月)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	5	5	5
共同生活援助 (グループホーム)	400	420	440
施設入所支援	308	308	308

自立生活援助については、現在市内に提供事業所がないことから多くの利用は見込まれません。

共同生活援助については、近年精神科病院や福祉施設から地域への移行が進められ需要がより高まっているため、今後も利用が増加していくものと見込まれます。

施設入所支援については、入所待機者が多く、また、退所する方がいてもすぐに他の方が入所する状態であるため、同数で推移すると見込まれます。

■ 確保のための方策

サービス利用希望者が障がいの程度や社会適応能力などに合わせて、生活形態を選択できるよう、サービス提供事業所にグループホームの整備を働きかけるとともに、地域住民に対して障がいに対する理解を促します。

(4) 相談支援サービス

相談支援サービスは、障がい者が、福祉サービスを受けるときや、施設や精神科病院から地域移行するときなどに相談を受け支援するサービスです。

具体的には、①計画相談支援、②地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）があります。

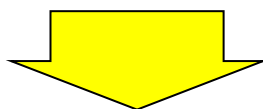
名 称	内 容
計画相談支援	福祉サービスを受ける障がい者が対象で、専門の研修を受けた相談支援専門員が、障がい者の総合的な相談や福祉サービス申請時のサービス等利用計画案作成、サービス提供事業者との連絡調整等を行います。

地域相談支援	地域移行支援	障がい者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障がい者を対象に、住居の確保やその他の地域生活へ移行するための支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■ サービス見込量

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績値	実績値	見込み
計画相談支援	556	616	630
地域移行支援	0	0	1
地域定着支援	2	0	1



(単位：人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	650	670	690
地域移行支援	5	5	5
地域定着支援	5	5	5

計画相談支援については、原則として障害福祉サービス利用者全員にサービス等利用計画を作成することになっています。近年の障害福祉サービス利用者の傾向から、毎年新規サービス利用者が増加すると見込まれます。

また、地域移行支援や地域定着支援については、利用者がここ数年横ばいであり、現状を維持しながら推移するものと見込まれます。

■ 確保のための方策

現在、計画相談支援体制は概ね確保されていますが、今後は利用者が増えることが見込まれることから、相談支援事業者とも連携し、新たな相談支援専門員を確保するとともに、新規事業者の参入についても促進を図ります。

また、障がい者相談支援事業者連絡会議での活動により、事業者間の連携を高めるとともに、相談支援に関わる専門家を招いての勉強会を行い、人材のスキルアップを促し、障がいの特性を理解した相談支援専門員を確保し、サービスの充実を図ります。

さらに、地域移行支援や地域定着支援のサービス内容等について、相談支援事業者と情報連携をし、サービスの利用促進に努めます。

(5) 障がい児支援サービス

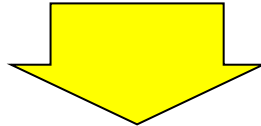
障がい児支援サービスは、児童福祉法に基づく18歳未満の障がい児に対するサービスです。具体的には、市町村が支給決定を行う、①児童発達支援、②医療型児童発達支援、③放課後等デイサービス、④保育所等訪問支援、⑤居宅訪問型児童発達支援の障害児通所支援、⑥障害児相談支援と、都道府県が支給決定を行う、①福祉型障害児入所施設、②医療型障害児入所施設のサービスがあります。

名 称		内 容
障害児通所支援 (市町村)	児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	小、中、高等学校に就学している障がい児に対し、授業終了後や休校日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり外出することが著しく困難で障害児通所支援を利用することが出来ない障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援 (市町村)		障害福祉サービス等を利用する障がい児に対し、専門の研修を受けた相談支援専門員が、総合的な相談や障害福祉サービス等申請時の障害児利用計画案の作成、障害福祉サービス等提供事業者との連絡調整等を行います。
障害児入所支援 (都道府県)	福祉型障害児入所施設	入所施設において日常生活の指導等を行います。
	医療型障害児入所施設	医療施設において日常生活の指導及び治療等を行います。

■ サービス見込量

(単位：人日/月)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績値	実績値	見込み
児童発達支援	1,401	2,161	1,900
医療型児童発達支援	55	92	100
放課後等デイサービス	5,655	7,161	7,050
保育所等訪問支援	3	15	15
居宅訪問型児童発達支援	0	8	9
障害児相談支援	142	146	160



(単位：人日/月、人/月)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援 [1人当たり10日]	利用日数	2,100	2,300	2,500
	利用者数	210	230	250
医療型 児童発達支援 [1人当たり5日]	利用日数	100	100	100
	利用者数	20	20	20
放課後等 デイサービス [1人当たり15日]	利用日数	7,350	7,650	7,950
	利用者数	490	510	530
保育所等訪問支援 [1人当たり1日]	利用日数	20	25	30
	利用者数	20	25	30
居宅訪問型 児童発達支援 [1人当たり3日]	利用日数	12	15	18
	利用者数	4	5	6
障害児相談支援	利用者数	170	180	190

障がい児支援サービスについては、障がい児の早期発見、早期療育の観点から、サービスを利用する児童が増えており、今後も増加していくものと見込まれます。

■ 確保のための方策

現在、障がい児を支援するための体制は概ね確保されていますが、今後も利用が増えることが見込まれることから、サービス提供事業所と連携して、既存のサービスの拡充を図るとともに、新規事業者の参入についても促進を図ります。

また、障がいのある児童及びその家族が抱える不安やニーズを把握し、障がいのある児童がサービスを身近な場所で受けることができるように、医療機関、教育機関及び保育所等との連携強化を図ります。

2 地域生活支援事業の見込量と確保策

地域生活支援事業には、必須事業の①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、⑩地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）、⑪専門性の高い相談支援事業があります。

また、市町村の判断により行う任意事業と政策的な課題に対応するための促進事業があります。

（１）必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

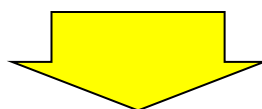
理解促進研修・啓発事業は、地域社会の住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行うものです。

当市では、理解促進研修・啓発事業として、障がい者の就労を支援するためのサポーター養成事業や八戸市手話言語条例の理念に基づく手話への理解促進・普及事業を実施しています。

名 称	内 容
障がい者就労サポーター養成事業	障がい者を雇用する企業や就労支援事業所の関係者、市民等を対象として、障がい者就労サポーター養成講座を開催し、障がい者の就労の手助けをする人材を育成します。
手話への理解促進・普及事業	教育機関等を対象に、手話出前講座を実施し、手話を学び親しむ機会を提供します。また、手話啓発用パンフレットの作成・配布、及び広報への掲載を通じて、手話への理解促進と普及を図ります。

■ サービス見込量

	(実施の有無)		
	令和３年度 実績	令和４年度 実績	令和５年度 実績
障がい者就労サポーター養成事業	有	有	有
手話への理解促進・普及事業	有	有	有



(実施の有無)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者就労サポーター養成事業	有	有	有
手話への理解促進・普及事業	有	有	有

障がい者の社会参加を促進する観点から、障がい者の就労場所とそれを支える就労サポーターの役割はとても重要になっています。今後も本事業を継続し、障がい者の就労支援を実施していきます。

また、ろう者とろう者以外の者とが互いに支え合いながら共生する地域社会の実現のために、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図ることは大変重要です。今後も本事業を継続し、手話を使いやすい環境の整備や、手話を使って安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

■ 確保のための方策

障がい者就労サポーター養成事業については、委託先事業者と協議しながら、対象者の拡大や研修内容の検討を行い、障がい者の就労をサポートする人材の育成を図ります。

手話への理解促進・普及事業については、八戸市ろうあ協会等関係団体と協議しながら、講座やパンフレット等広報の内容の検討を行い、手話への理解促進と普及を図ります。

② 自発的活動支援事業

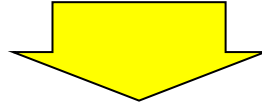
自発的活動支援事業は、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援する事業を行うものです。

当市では、地域住民や福祉関係者等で構成される社会福祉団体を対象に、定期的な研修会等を実施する等、社会福祉の向上に資する事業の経費について補助を行っています。第6期計画期間中では、毎年約10の社会福祉団体へ補助を行っています。

名 称	内 容
障がい者団体活動支援事業	障がい者等の家族会等が自発的に行う活動に対して補助金を交付します。

■ サービス見込量

	(実施の有無)		
	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績
障がい者団体活動支援事業	有	有	有



	(実施の有無)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者団体活動支援事業	有	有	有

■ 確保のための方策

補助事業の実施を周知するとともに、各社会福祉団体の活動を見守り、意見を聞くことで、より有効な支援をしていくことに努めます。

③ 相談支援事業

相談支援事業は、障がい児者及びその保護者等からの相談に応じ、必要な情報を提供したり、権利擁護のために必要な援助を行います。

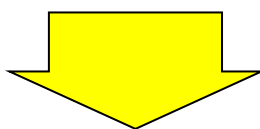
具体的には、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）があります。

名 称	内 容
障害者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する諸般の問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施し、相談支援事業の強化を図ります。

住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等の支援や家主への相談・助言を通じて、障がい者の地域生活を支援します。
-------------------------	--

■ サービス見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	実績値
障害者相談支援事業	箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業 (市町村相談支援機能強化事業)	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	有	有	有



		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施の有無	有	有	有

障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業及び住宅入居等支援事業（居住サポート事業）については、現在、3法人へ委託しています。相談件数としては、同程度で推移していますが、困難なケース等への対応など、求められる支援の幅が広がっています。

■ 確保のための方策

障がい者本人やその家族などからの相談に応じて、必要な情報や助言を提供するために、身近な相談支援の場を維持していきます。また、困難ケース等

への対応など専門的な相談支援の実施体制の拡充を図ります。

相談支援体制の充実に向けて、相談支援窓口のネットワーク化を図るとともに、情報の共有に努め、障がい者本人やその家族が安心して過ごせる地域づくりにつなげていきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

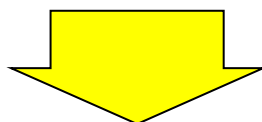
知的障がい者や精神障がい者が成年後見制度を利用する際に、手続きに要する費用を補助する事業です。

名 称	内 容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者のうち、身寄りがないなどの理由から市長申立てを行う場合に、成年後見制度の手続きに要する費用（登記手数料、鑑定費用等）の全部又は一部を補助します。

■ サービス見込量

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績値	実績値	見込み
成年後見制度利用支援事業	3	1	5



（単位：人）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	7	9	11

障がい者の介護者の高齢化等に伴い、今後、成年後見が必要な障がい者が増加すると考えられます。

■ 確保のための方策

障がい者本人や家族等からの成年後見に関する相談に対して、必要な情報や助言を提供するために設置されている八戸市成年後見センターと連携をし

て、当事業の周知に努め利用促進を図ります。

また、成年後見制度の利用が有用と認められるが、身寄りがいない等の理由により成年後見制度の申請が困難な場合には、市長申立てを検討するなど障がい者の権利擁護に努めます。

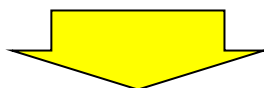
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見等を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するための事業です。

名 称	内 容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するため、法人後見実施団体等に研修、その他の支援を行います。

■ サービス見込量

	(実施の有無)		
	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込み
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無



	(実施の有無)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	有

障がい者を介護する方の高齢化等に伴い、成年後見制度の利用が必要な障がい者が今後増加することが見込まれ、将来に向けて法人後見実施団体の育成が必要になると思われます。

一方、法人後見実施団体は、基本的には本人（依頼人）からの報酬により団体の運営費（活動費）を賄うこととなりますが、本人の状況や報酬額が不確定のため、全国的にも積極的に取り組む法人は少なく、当市においても実施している団体は1カ所のみとなっております。

■ 確保のための方策

今後は社会福祉法人等の法人後見実施団体やその他関係機関等との連携を図り、新たな法人後見実施団体の参加を促す等、法人後見活動を支援していきます。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により障がい者等と他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

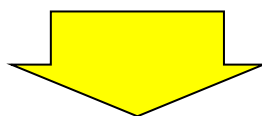
名 称	内 容
手話通訳者設置事業	市庁内に手話通訳者を設置し、意思伝達の援助や情報収集に関すること、その他の福祉に関する支援を行います。
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者又は音声・言語機能障がい者及び聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る必要がある人が、手話通訳を必要とする場合に手話通訳者を派遣し、福祉の増進と社会参加の促進を図ります。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者又は音声・言語機能障がい者及び聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る必要がある人が、筆記を必要とする場合に要約筆記者を派遣し、福祉の増進と社会参加の促進を図ります。
代読・代筆支援員派遣事業	視力障がい者又は知的障がい者が、郵便物等の代読を必要とするとき、又は官公庁等の申請書類等に代筆を必要とするときに支援員を派遣し、福祉の増進と社会参加の促進を図ります。

■ サービス見込量

(単位：件数/年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績値	実績値	見込み
手話通訳者設置事業(人) ※	2	2	2
手話通訳者派遣事業	1,143	1,064	1,140
要約筆記者派遣事業	6	1	5
代読・代筆支援員派遣事業	2	1	1

※手話通訳者設置事業は単位：人



(単位：件数/年)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業(人) ※	2	2	2
手話通訳者派遣事業	1,160	1,180	1,200
要約筆記者派遣事業	5	5	5
代読・代筆支援員派遣事業	5	5	5

※手話通訳者設置事業は単位：人

手話通訳者派遣事業は、聴覚障がい者の社会参加が図られることにより、今後も増加していくものと見込まれます。

一方、要約筆記者派遣事業及び代読・代筆支援員派遣事業については、障害福祉サービスの利用等でまかなう方がほとんどであり、多くの利用は見込まれていません。

■ 確保のための方策

障がい者団体との連携により、地域における手話通訳者や要約筆記者の把握に努め、サービスの提供体制を整えます。

代読・代筆支援員派遣事業の周知に努め、引き続きサービスの利用を促します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とします。

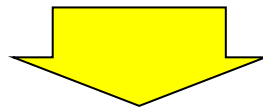
これに該当する用具は、安全で容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、日常生活上の困難を改善し自立を支援し社会参加を促進するもの、用具の製作や改良、開発の際に障がいについての専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないものという要件を全て満たすものです。

名 称	内 容
介護・訓練支援用具	身体介護を支援する用具や、障がい児者が訓練に要する用具で、特殊寝台や特殊マット、訓練用ベッド等があります。
自立生活支援用具	入浴や食事、移動等の自立生活を支援する用具で、入浴補助器具や歩行補助つえ、頭部保護帽等があります。
在宅療養等支援用具	在宅療養を支援する用具で、透析液加温器や酸素ポンプ運搬車等があります。
情報・意思疎通支援用具	情報収集や情報伝達、意思疎通等を支援する用具で、視覚障がい者用ポータブルレコーダーや視覚障がい者用時計等があります。
排せつ管理支援用具	排泄管理を支援する衛生用品で、ストーマ用装具や紙おむつ等があります。
住宅改修費	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい3級以上の人が、住宅を改修する場合、用具の購入費及び工事費を給付します。

■ サービス見込量

(単位：件数/年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績値	実績値	見込み
介護・訓練支援用具	17	12	20
自立生活支援用具	23	92	50
在宅療養等支援用具	36	34	40
情報・意思疎通支援用具	40	56	60
排せつ管理支援用具	6,098	6,710	6,700
住宅改修費	6	10	10



(単位：件数/年)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	20	20	20
自立生活支援用具	50	50	50
在宅療養等支援用具	40	40	40
情報・意思疎通支援用具	60	60	60

排せつ管理支援用具	6,700	6,700	6,700
住宅改修費	10	10	10

日常生活用具の給付件数は、ここ数年横ばいであり、現状を維持して推移するものと見込まれます。

■ 確保のための方策

障がい者が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

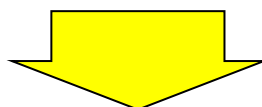
手話奉仕員養成研修事業では、手話奉仕員及び手話通訳者を養成します。当市では、八戸市ろうあ協会に委託し、養成研修事業を実施しています。

名 称	内 容
手話奉仕員養成研修講座	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待され、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を実施します。
手話通訳者養成研修講座	聴覚障がい者の福祉増進と社会参加促進に役立てるため、身体障がい者福祉や手話通訳者の役割等の知識と手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術を習得した手話通訳者の養成研修をします。

■ サービス見込量

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績値	実績値	見込み
手話奉仕員養成研修講座	59	55	60
手話通訳者養成研修講座	22	18	20



(単位：人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修講座	60	60	60
手話通訳者養成研修講座	20	20	20

障がい者の社会参加を促進する上で手話通訳者派遣事業の充実を図るため、今後も手話奉仕員養成研修事業の継続が必要と見込まれます。

■ 確保のための方策

八戸市ろうあ協会に委託し、手話奉仕員養成研修事業を実施するとともに、手話講習会の周知に努め、手話奉仕員及び手話通訳者の育成を図ります。

特に、手話奉仕員養成研修講座の修了者に対しては、手話通訳者養成研修講座の受講を呼びかけ、手話通訳者の増員を図ります。

⑨ 移動支援事業

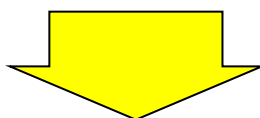
障がい者等が、外出する時の移動を支援します。

名 称	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

■ サービス見込量

(単位：人、時間)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み
移動支援事業	利 用 者 数	64	34	50
	時 間 数	2,217	1,478	1,750



(単位：人、時間)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用者数	55	60	65
	時間数	1,925	2,100	2,275

移動支援事業については、利用者数及び時間数は減少していますが、今後、障がい者の活動の幅が広がり、社会参加や余暇活動が促進されることに伴い、利用者数及び利用時間数が増加していくことが見込まれます。

■ 確保のための方策

障がい者の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業者に対し、専門的人材の確保及びその質の向上を図るように働きかけていきます。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業（Ⅰ型）

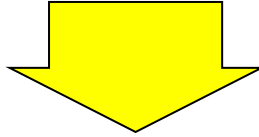
創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る基礎的事業に加えて、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等を行います。

名 称	内 容
地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型	基礎的事業に加えて、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等を行います。

■ サービス見込量

(単位：箇所、人)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	見込み
Ⅰ型	箇所数	3	3	3
	利用者数	129	126	150



(単位：箇所、人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
I 型	箇所数	3	3	3
	利用者数	150	150	150

地域活動支援センター機能強化事業については、3法人へ委託しています。

利用者数の増減はあるものの、ほぼ一定の利用者数で推移していくものと見込んでいます。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者は年々増加していることから、地域活動支援センターの役割も、より複雑かつ重要になっていくものと考えられます。

■ 確保のための方策

障がいの特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実に努めます。

⑪ 専門性の高い相談支援事業

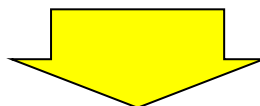
障がい児及びその保護者に対し、身近な地域で療育指導等を行います。

名 称	内 容
障害児等療育支援事業	障がい児の状況に応じて、在宅訪問又は外来において、専門職員による療育指導を行うとともに、当該障がい児が通う指定障害児通所支援事業所及び障がい児保育を行う保育所等の職員に対し、療育に関する技術指導等を行います。

■ サービス見込量

(単位：箇所)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績値	実績値	見込み
障害児等療育支援事業	1	1	1



(単位：箇所)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児等療育支援事業	1	1	1

令和元年度より専門の地域や技術を有する職員を配置する事業所へ委託し、事業を実施しています。障がい児の増加と障がいの状況の多様化に伴い、障がい児支援サービスと併用するなど、利用者の増加が見込まれます。

■ 確保のための方策

当該事業に係る専門の知識や技術を有する職員を配置する事業所への委託により実施します。また、利用促進を図るため、委託先において事業の周知を行います。

(2) 任意事業

当市では、任意事業として以下の事業を行っています。

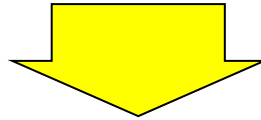
■ 実施事業

名 称	内 容
訪問入浴サービス	歩行が困難で、移送に耐えられない等の事情がある身体障がい児者に対し、訪問入浴車を派遣し、定期的に訪問入浴サービスを行うことによって、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的に、障がい児者を一時的に預かります。
社会参加促進事業	
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	「愛の輪レクリエーション事業」として、八戸市手をつなぐ育成会が行う、愛の輪レクリエーション事業に対して補助金を交付しています。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がい者が就労等に伴い、普通免許を取得する場合に免許取得に要する費用の一部について補助します。また、身体障がい者が就労等に伴い、自動車を改造する場合に要する費用の一部について補助します。

■ サービス見込量

(単位：人、回、件)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	実績	見込み
訪問入浴サービス	利用者数	20	12	20
日中一時支援事業	利用者数	148	139	150
	回数	4,134	3,331	3,750
社会参加促進事業				
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施件数	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	実施件数	13	12	24



(単位：人、回、件)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	利用者数	20	20	20
日中一時支援事業	利用者数	150	150	150
	回数	3,750	3,750	3,750
社会参加促進事業				
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施件数	1	1	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	実施件数	18	18	18

訪問入浴サービス及び日中一時支援事業については、一定の利用が見込まれ、障害福祉サービスに準じて必要不可欠なサービスとなっています。

社会参加促進事業についても、継続した実施が見込まれます。

■ 確保のための方策

障がい者の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業者に対し、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

(3) 促進事業

当市では、促進事業として、次の事業を行います。

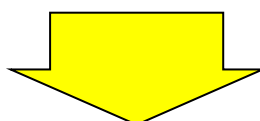
① 発達障害児者及び家族等支援事業

名 称	内 容
家族のスキル向上支援事業	保護者が子どもの発達障がい等の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけ、子どもの適応行動を増進させるために、ペアレントプログラム（主に、親の認知を肯定的に修正する）やペアレントトレーニング（主に、子どもへの対応方法を身につける）を実施します。

■ サービス見込量

(単位：組)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績	実績	見込み
家族のスキル向上支援事業	0	0	0



(単位：組)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実績	実績	見込み
家族のスキル向上支援事業	1	1	1

令和3年度より当事業を実施しており、今後も発達障がい児者及びその家族に対する支援体制を構築することが重要であると考えられます。

■ 確保のための方策

事業主体となる関係部署と連携しながら、事業の周知に努めるとともに、保護者が抱える不安やニーズを把握して、利用促進に努めます。

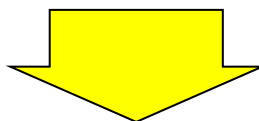
② 障害者虐待防止対策支援事業

名 称	内 容
障害者虐待防止対策支援事業	養護者からの虐待を受けている障がい者で、その生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招く恐れが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合に、養護者との分離等のため、緊急的に一時避難する宿泊場所を提供するものです。

令和2年度より、市内の指定短期入所事業所約10カ所に委託し、事業を実施しています。今後も障がい者の権利擁護のため、引き続き一時避難場所の確保・提供を行います。

■ サービス見込量

	(実施の有無)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者虐待防止対策支援事業	有	有	有



	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者虐待防止対策支援事業	有	有	有

■ 確保のための方策

本事業の内容を指定短期入所事業所に丁寧に説明し、事業の趣旨・内容を理解してもらうことにより、積極的に事業に参入できるよう働きかけを行い、緊急時の受け入れ体制の確保に努めます。

第5章 計画を円滑に進めるために必要な事項

1 障がい者等に対する虐待の防止

障がい者に対する虐待の防止にあたっては、常日頃から障がい者の保護を第一とする高い意識を持ち、虐待に対する認識を深め、早期発見に努めます。

また、障害福祉サービス事業所等に対しては、指導監査等を通じて、虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び従業員への周知徹底、従業者への研修の実施や研修を適切に実施するための責任者を置くなどの指導・助言を継続的に行います。

万が一、虐待と思われる通報があった場合には、速やかに障がい者の安全の確認や事実確認を行うとともに、命の危険性がある場合等には、一時保護を検討します。

さらに庁内関係課、障害福祉サービス事業所、その他関係機関と連携して適切に対応します。

2 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進について、障害特性やニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成、意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくりが必要となります。

当市では、現在「手話通訳者設置事業」「手話通訳者派遣事業」「要約筆記者派遣事業」「代読・代筆支援員派遣事業」といった聴覚障害や音声・言語機能障害がある方に対しての意思疎通を図る事業や「手話奉仕員養成研修講座」及び「手話通訳者養成研修講座」といった意思疎通支援者の養成講座を実施しています。

引き続き、事業を継続することにより、今後も障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進を図っていきます。

3 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律では、障がい者等に対する「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」について「差別」であると規定するとともに、対象となる障がい者等は、いわゆる障がい者手帳の所持者に限られるものではないとしています。

障がいを理由とする差別の解消に向けては、このことを正しく理解し、障がい者への理解を深めるとともに、差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動に努めます。

4 障害福祉サービス等提供事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実

障害福祉サービス事業所等及び障害児通所支援等を提供する事業所等においては、地域共生社会の考え方にに基づき、地域に開かれた施設となるべきである、というこれまでの方向性を堅持し、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じて、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要であり、そのための支援を行います。

また、サービスを利用する障がい者等が安心して生活できるように、事業所等が当該職員の研修を充実させることや、職員がいきいきと障がい者等の支援に従事できるようにするため、職員の処遇改善等により職場環境の改善を進めることに対しても、支援を行います。

資料編

1 第7期障害福祉計画の策定経過

令和5年 8月30日	第1回 障がい者福祉 専門分科会	計画の概要確認と骨子の検討
令和5年 10月	県のヒアリング	見込量等に関する内容確認
令和5年 11月9日	第2回 障がい者福祉 専門分科会	計画（案）の検討
令和5年12月 ～令和6年1月	パブリックコメント	計画（案）に対する意見募集
令和6年 2月	第3回 障がい者福祉 専門分科会	計画（案）の承認
令和6年 3月	健康福祉審議会	計画の策定報告

2 関係例規

(1) 八戸市健康と福祉のまちづくり条例（抄）

第4章 健康福祉審議会

第32条 市は、健康福祉施策の円滑な推進を図るため、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ健康福祉施策の基本的事項を調査審議し、その結果を答申する。

3 審議会は、健康福祉施策の基本的事項について必要があると認めるときは、市長に対して意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 地域支援関係者
- (5) 公募に応じた者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

5 前項の委員の定数は、35人以内とする。

6 審議会は、その運営に当たっては、子ども・子育て会議と相互に資料を提供する等、健康福祉施策の円滑な推進が図られるよう配慮しなければならない。

7 前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 八戸市健康福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成19年八戸市条例第11号）第32条第7項の規定に基づき、八戸市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、この規則の施行後最初に招集すべき審議会又は新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行う。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第5条 審議会に、健康福祉施策に関する専門の事項の調査審議及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条の規定に基づく調査審議をするため、専門分科会を置く。

2 専門分科会の名称は、次のとおりとする。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 障がい者福祉専門分科会

(3) 健康・保健専門分科会

(4) 介護・高齢福祉専門分科会

(5) 社会福祉専門分科会

3 審議会は、前項に掲げるもののほか、必要に応じて専門分科会を置くことができる。

4 専門分科会は、審議会の会長が指名した委員（次条第1項の規定により臨時委員が置かれた場合にあっては、民生委員審査専門分科会を除き、当該臨時委員を含む。）をもって組織する。

5 専門分科会に、専門分科会長及び副専門分科会長各1人を置く。

6 専門分科会長及び副専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によって

定める。

- 7 専門分科会長は、専門分科会の会務を掌理する。
- 8 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。この場合において、専門分科会長は、この決議事項を審議会の会議において報告しなければならない。
- 10 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合において、民生委員審査専門分科会の専門分科会長は、この決議事項を審議会の会議において報告しなければならない。
- 11 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「会長」とあるのは「専門分科会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「審議会の会長」と、「委員」とあるのは「当該専門分科会に属する委員（第6条第1項に規定する臨時委員にあっては、当該会議の議事に関係のある者に限る。次項において同じ。）」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。

（臨時委員）

第6条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、八戸市健康と福祉のまちづくり条例第32条第4項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第7条 専門分科会に、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 障がい者福祉専門分科会に社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に規定する審査部会（以下「障がい者福祉専門審査部会」という。）を置く。
- 3 介護・高齢福祉専門分科会に置く部会の名称は、次のとおりとする。
 - (1) 地域密着型サービス運営委員会
 - (2) 地域包括支援センター運営協議会
- 4 部会は、当該専門分科会に属する委員（前条第1項の規定により臨時委員が置かれた場合にあっては、当該臨時委員を含む。）のうちから、障がい者福祉専門審査部会にあっては審議会の会長が指名した者を、それ以外の部会にあっては当該専門分科会長が指名した者をもって組織する。
- 5 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。
- 6 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選によって定める。

- 7 部会長は、部会の会務を掌理する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 部会（障がい者福祉専門審査部会を除く。）の決議は、これをもって専門分科会の決議とすることができる。この場合において、部会長は、この決議事項を専門分科会の会議において報告しなければならない。
- 10 障がい者福祉専門審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。この場合において、障がい者福祉専門審査部会の部会長は、この決議事項を審議会及び障がい者福祉専門分科会の会議において報告しなければならない。
- 11 第4条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委嘱」とあるのは「指名」と、「市長」とあるのは「専門分科会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員（第6条第1項に規定する臨時委員にあっては、当該会議の議事に関係のある者に限る。次項において同じ。）」と、「出席委員」とあるのは「出席した委員」と読み替えるものとする。

（資料の提出の要求等）

第8条 審議会、専門分科会又は部会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（秘密の保持）

第9条 委員及び臨時委員並びに会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、福祉政策課において処理する。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会、専門分科会及び部会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則（平成19年3月28日規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第29号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月20日規則第61号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成28年12月6日規則第105号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年8月3日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

3 八戸市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員名簿

◎任期 令和4年6月28日～令和7年6月27日

	氏 名	所属団体・役職	区 分
専門 分科会長	間 山 路 代	八戸市社会福祉協議会 事務局長	福祉関係者
副専門 分科会長	小 川 あゆみ	八戸学院大学 教授	学識経験者
委 員	小 沢 久美子	八戸学院大学 教授	〃
委 員	小笠原 一 恵	三八地区特別支援連携協議会 会長	〃
委 員	深 澤 隆	八戸市医師会 理事	保健医療関係者
委 員	阿 達 昌 亮	八戸市薬剤師会 理事	〃
委 員	澤 口 公 孝	八戸地区社会福祉施設連絡協議会副会長	福祉関係者
委 員	工 藤 玲 子	青森県精神保健福祉協会 評議員	〃
委 員	東 山 国 男	八戸市身体障害者団体連合会 会長	〃
委 員	川 村 暁 子	八戸市手をつなぐ育成会 会長	〃
委 員	前 田 淳 裕	八戸市自閉症児（者）親の会 特別理事	〃
委 員	高 橋 薫	公募	公募に応じた者

八戸市障がい福祉計画（第7期計画）

発 行	令和6年3月
企画・編集	八戸市福祉部 福祉事務所 障がい福祉課
〒031-8686	青森県八戸市内丸1丁目1番1号
	T E L (0178) 43-9343
	F A X (0178) 22-4810
	e-mail : shogaif@city.hachinohe.aomori.jp
	市ホームページ https://www.city.hachinohe.aomori.jp/